

宇都宮市サイクリングターミナル条例施行規則

○宇都宮市サイクリングターミナル条例施行規則

昭和58年3月23日

規則第14号

改正 平成3年12月第46号

平成4年3月第11号

平成9年6月第37号

平成13年3月第11号

平成16年12月第44号

平成17年6月第76号

平成26年3月第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市サイクリングターミナル条例（昭和58年条例第17号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平17規則76・一部改正)

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。

(使用時間及び休館日)

第3条 ターミナル及び自転車の使用時間は、次のとおりとする。

使用区分		使用時間
和室，洋室， 大広間	宿泊使用の場 合	午後3時から翌日の午前10時まで
	休憩使用の場 合	午前10時から午後3時まで
研修室		午前9時から午後4時まで（宿泊者が使用する場合には、午後9時まで）
自転車	4月1日から10 月31日まで	午前9時から午後4時30分まで
	11月1日から翌 年の3月31日ま で	午前9時から午後4時まで

宇都宮市サイクリングターミナル条例施行規則

2 ターミナルの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週火曜日（4月29日から5月5日まで及び7月20日から8月31日までの火曜日を除く。以下同じ。）。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号に規定する休日が火曜日に当たるときは、その翌日を休館日とする。）

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の使用時間若しくは前項の休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館することができる。

（平13規則11・追加，平17規則76・旧第4条繰上）

（使用の許可等）

第4条 条例第3条第1項の規定により、ターミナルの使用について市長の許可を受けようとする者は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、宿泊使用の許可を受けようとする者は、使用日の7日前までに予約をしなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

3 自転車を使用しようとする者は、第1項の規定にかかわらず、自転車使用申込書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申込書を受理したときは、当該申込者に対し、自転車使用券を交付するものとする。

（平13規則11・旧第4条繰下・一部改正，平17規則76・旧第5条繰上）

（使用料の額）

第5条 条例第5条第2項の規則で定める附属設備は次の表の左欄のとおりとし、同項の規則で定める使用料の額は同表右欄の金額とする。

附属設備	金額
カラオケセット	1回につき 2,690円

（平9規則37・追加，平13規則11・旧第4条の2繰下・一部改正，平16規則44・一部改正，平17規則76・旧第6条繰上，平26規則5・一部改正）

（予約金）

第6条 条例第5条第4項に規定する予約金の額は、宿泊者（幼児を除く。）1人1泊につき1,000円とする。

2 第4条第2項の規定により宿泊の予約をした者は、速やかに前項の予約金を前納しなければならない。

（平3規則46・一部改正，平13規則11・旧第5条繰下・一部改正，平17規則76・

宇都宮市サイクリングターミナル条例施行規則

旧第7条繰上・一部改正)

(使用料の減免)

第7条 条例第6条の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつた場合において、減免すべき正当な事由があると認めるときは、当該申請者に対し、使用料減免決定通知書を交付するものとする。

(平13規則11・旧第6条繰下・一部改正、平17規則76・旧第8条繰上)

(使用の取消し又は変更)

第8条 第4条の規定に基づきターミナルの使用許可を受けた者が、ターミナルの使用を取り消し、又は変更しようとするときは、使用日の3日前までに申し出なければならない。

(平13規則11・旧第7条繰下・一部改正、平17規則76・旧第9条繰上・一部改正)

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第9条 条例第9条の規定により指定管理者にターミナルの管理を行わせる場合における第4条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 条例第12条の規定により指定管理者が利用料金を収受する場合において、第5条から第7条までの規定は、適用しない。

3 前項の場合における第3条の規定の適用については、同条の見出し中「使用時間」とあるのは「利用時間」とし、同条第1項中「使用時間」とあるのは「利用時間」と、「使用区分」とあるのは「利用区分」と、「宿泊使用」とあるのは「宿泊利用」と、「休憩使用」とあるのは「休憩利用」と、「使用」とあるのは「利用」とし、同条第3項中「使用時間」とあるのは「利用時間」とし、第4条の規定の適用については、同条の見出し中「使用」とあるのは「利用」とし、同条第1項中「使用」とあるのは「利用」と、「使用許可申請書」とあるのは「利用許可申請書」とし、同条第2項中「宿泊使用」とあるのは「宿泊利用」と、「使用日」とあるのは「利用日」とし、同条第3項中「使用」とあるのは「利用」と、「自転車使用申込書」とあるのは「自転車利用申込書」とし、同条第4項中「自転車使用券」とあるのは「自転車利用券」とし、第8条の規定の適用については、同条見出し中「使用」とあるのは「利用」とし、同条中「使用許可」とあるのは「利用許可」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用日」とあるのは「利用日」とし、第13条の規定の適用については、同条第1項中「ターミナル使用者」とあるのは「ターミナル利用者」と、同条第2項中「自転車使用者」とあるのは「自転車利用者」と、「使用中」とあるのは「利用中」と、「使用」とあるのは「利用」とし、第14条の規定の適用については、同条中

宇都宮市サイクリングターミナル条例施行規則

「使用者」とあるのは「利用者」とする。

(平17規則76・追加)

(利用料金の額)

第10条 条例第12条第2項の規則で定める附属設備は第5条の表の左欄のとおりとし、利用料金の額は同表右欄の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

(平17規則76・全改)

(利用料金の予約金)

第11条 条例第12条第6項に規定する予約金の額は、宿泊者（幼児を除く。）1人1泊につき1,000円を上限として、あらかじめ指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

2 第4条第2項の規定により宿泊の予約をした者は、速やかに前項の予約金を前納しなければならない。

(平17規則76・全改)

(利用料金の減免)

第12条 条例第14条の規定により利用料金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(平17規則76・全改)

(遵守事項)

第13条 条例第8条の規定によるターミナル使用者の遵守すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (2) 秩序又は風紀を乱す行為をしないこと。
- (3) 施設、設備、備品等をき損しないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (5) その他ターミナルの係員の指示に従うこと。

2 自転車使用者の遵守すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用中に自転車の装置に故障が生じたときは、直ちに使用を停止すること。
- (2) 自転車の使用は、原則として小学校児童以上とし、小学校児童が使用する場合は、保護者又は責任者が引率すること。
- (3) 自転車の使用が終了したときは、所定の場所に返還すること。

宇都宮市サイクリングターミナル条例施行規則

(4) その他ターミナルの係員の指示に従うこと。

(平17規則76・全改)

(損害賠償)

第14条 使用者が故意又は重大な過失によりターミナルの施設、設備その他自転車等の備品をき損し、汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(平17規則76・全改)

(様式)

第15条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(平17規則76・追加)

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(平17規則76・追加)

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成3年12月20日規則第46号）抄

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月24日規則第11号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月23日条例第37号）

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日規則第11号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月27日規則第44号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月24日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月24日規則第5号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。